

プラスチック資源一括回収に向けた  
サウンディング型市場調査（実施要領）

令和8年2月

芦屋市

## 目 次

1	調査の目的 .....	1
2	事業の概要 .....	1
3	調査内容 .....	2
4	調査スケジュール .....	2
5	提案方法 .....	3
6	留意事項（必ずご確認のうえ、ご参加ください） .....	4
7	お問い合わせ先 .....	4

## 1 調査の目的

本市では現在、ペットボトルを除く家庭から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物（以下、「プラスチック資源」という。）は、他の可燃ごみと併せて焼却処理をしています。

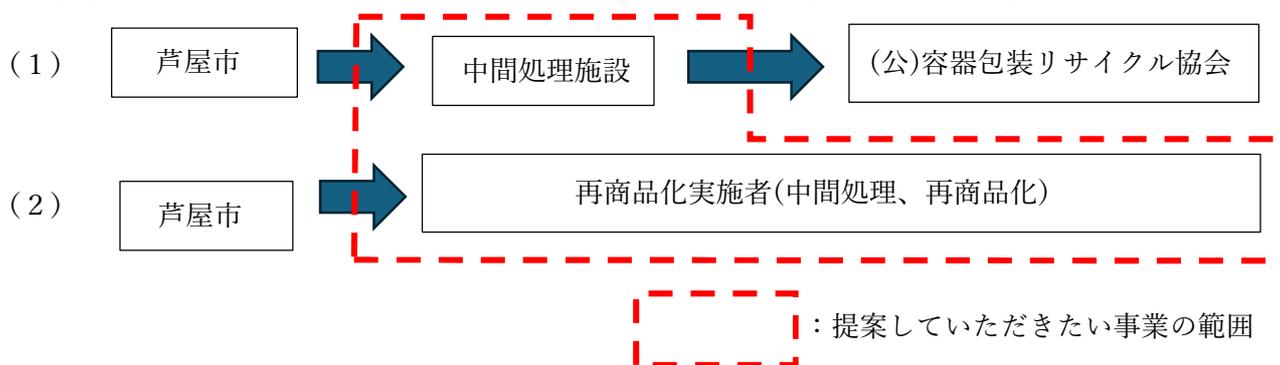
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を促進するため、多様な物品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環体制を強化することが必要になっています。この現状を踏まえ、製品の設計からプラスチックの廃棄物の処理までに関するプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）の促進を目的に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラ新法」という。）が令和3（2021）年6月に公布され、令和4（2022）年4月1日から施行されました。プラ新法では、プラスチックの循環利用の促進により循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が目指されており、自治体には、プラスチック製品を回収し、再資源化していくことが求められています。

そこで、家庭から排出されるプラスチック資源のリサイクルに向けた事業手法や事業スケジュール等を検討するため、民間事業者の皆様からのご提案やご意見を伺い、幅広い視点から事業を検討するため、サウンディング型市場調査を実施します。

## 2 事業の概要

プラスチック資源の再商品化工程として、以下の2つの手法を想定しています。

- (1) 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託（プラ新法第32条）
- (2) 主務大臣の認定を受け再商品化計画に基づき再商品化（プラ法第33条）



ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生再生手続き中の者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ・ 芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 3 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- ・ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者

### 3 調査内容

前提条件：収集見込みは、約 1,280t/年。

現在、芦屋市では、プラスチック資源の選別・圧縮・梱包設備はありません。

- (1) 中間処理または再商品化が可能なプラスチック資源の量
- (2) 受入可能時期
- (3) 受入場所
- (4) 受入可能なプラスチック資源の基準
- (5) 受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）
- (6) 中間処理または再商品化の工程・手法（エネルギー回収を除く）
- (7) 中間処理または再商品化に要する想定費用（1 トンあたり税抜き金額）とその考え方
- (8) 中間処理または再商品化の工程における環境負荷軽減に向けた取組やその効果
- (9) 施設が故障した場合の受入対応
- (10) その他、事業実施に向け連携可能な事項（例：モデル事業実施、市民啓発など）

### 4 調査スケジュール

時 期	内 容
令和 8 年 2 月 27 日(金)	サウンディング型市場調査実施の公表、及び受付開始
令和 8 年 3 月 13 日(金)	エントリーシート提出期限
令和 8 年 3 月 25 日(水)	ヒアリングシート提出期限

令和8年3月30日(月) ~令和8年4月3日(金)	個別対話実施期間
令和8年4月(下旬頃)	サウンディング調査結果公表(芦屋市ホームページ)

## 5 提案方法

<p><b>サウンディング参加の申し込み</b></p>
<p>「エントリーシート」(別紙1)に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に提出してください。</p> <p>なお、件名は、『芦屋市プラスチック資源一括回収サウンディング申込』として下さい。</p> <p><b>【申込期間】</b> 令和8年3月13日(金)まで</p>
<p><b>ヒアリングシートの提出</b></p>
<p>「ヒアリングシート」(別紙2)に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に提出してください。</p> <p>なお、件名は、『芦屋市プラスチック資源一括回収サウンディング意見』として下さい。また、32条と33条の両方が可能な場合は、ファイル名をわかるようにして、各々提出してください。</p> <p><b>【提出期限】</b> 令和8年3月25日(水)まで</p>
<p><b>個別対話の実施(アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別で行います。)</b></p>
<p><b>【日時・場所】</b></p> <p>令和8年3月30日(月)から4月3日(金)まで</p> <p>上記期間のうち、1時間程度、環境処理センター内の会議室で行います。</p> <p>なお、詳細については後日連絡します。</p> <p><b>【参加対象者】</b></p> <p>民間事業者等(事業の主体となる意向を有する法人、又は法人のグループ)</p> <p><b>【個別対話の内容及び実施方法】</b></p> <p>市場性や活用方法について、参加者様から幅広くご意見を伺い、今後のあり方の整理に役立てたいと考えておりますので、是非とも、個別対話にもご参加くださいますようお願いいたします。</p>

## 6 留意事項（必ずご確認のうえ、ご参加ください）

### （1）参加及びサウンディング内容の取扱い

- ア サウンディングへの参加実績が、今後、本施設の取扱いに関する事業者の評価等に何ら影響を及ぼすものではありません。
- イ 提案いただきました内容は、今後の事務手続きの参考とさせていただきますが、その内容自体が、今後について、何ら拘束するものではありません。
- ウ 事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本ヒアリングの参加者による事業実施を約束するものではありません。
- エ 必要に応じ、追加ヒアリング（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

### （2）サウンディングに関する費用及び説明資料の提出

- ア サウンディングへの参加に要する費用は、参加者のご負担となりますので、ご了承ください。
- イ 提出書類の著作権は参加者に帰属します。ただし、本市が必要と認める場合は、本市は概要書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとします。また、提出された書類は、芦屋市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

### （3）実施結果の公表

- ア 実施結果については、概要を本市ホームページで公表します。
- イ 公表にあたっては、事前に参加者等に、その内容の確認を行います。
- ウ 参加者等の名称及びノウハウに係る内容については、公表しません。

## 7 お問い合わせ先

所管課：芦屋市役所市民生活部環境・経済室環境施設課（環境処理センター）

住 所：〒659-0032 芦屋市浜風町3 1 番 1 号

電話：0797-32-5391

E-mail：kankyousyori@city.ashiya.lg.jp

対応時間：平日 9 時から 17 時まで（正午～午後 0 時 45 分は除く）